

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

文部科学大臣 萩生田光一 殿

## 外国人留学生に、緊急給付金の支給要件の「差別」をせず、 外国人の学業と雇用を守ることを強く求めます

政府は 19 日の閣議で、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮する大学生などに、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度を創設し、最大 20 万円を支給する支援策を決定しました。

しかし、対象学生要件で、留学生については「学業成績が優秀な者」を条件としています。「日本に将来貢献するような有為な人材に限る」ためだとしていますが、「緊急給付金」制度創設の趣旨は、困窮した学生の「学びの継続」が目的であり、留学生だけに厳しい要件を設け、差別することは許されません。

政府は日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界の間の人・モノ・カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として策定した 2008 年の「留学生 30 万人計画」は、当時 12 万人ほどだった留学生を、2020 年を目途に受入れを目指し、目標達成しました。

日本の各地においても地域活性化につなげようと留学生支援を行ってきました。留学生の多くは、在留資格外の活動として認められたアルバイトで学費や生活費を捻出しつつ学び、事実上の労働力として人手が不足する現場を補ってきました。新型コロナウイルスの影響で、外出自粛や休業の要請で窮地に追い込まれているのを知りながら、放り出すような対応を取ることは許されません。

一般の学生と区別なく手を差し伸べる責務があるはずで、留学生だけでなく、日本で働く外国人の多くが雇用の不安定さから困窮に直面しています。政府が推進してきた外国人の受け入れを促進する政策の責任を踏まえて、日本で生活する外国人の学業と雇用を守り、生存権を保障することを強く求めます。

2020 年 5 月 28 日

日本中国友好協会大阪府連合会(会長 渡辺 武)

530-0012 大阪市北区芝田 2-3-19 東洋ビル本館 207 号

Tel06-6372-8131 FAX06-6372-8132

E-mail: info@jcfaosaka.org